

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会					
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場
第 10 回常任委員会 令和 5 年 5 月 31 日 オンライン会議	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 種別の変更	○					
	第 82 回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町村第 1 次選 定	○					
	第 82 回国民スポーツ大会・ 第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規 程の改正						
第 7 回総会 令和 5 年 5 月 31 日 オンライン会議	令和 4 年度事業報告						
	令和 4 年度収支決算						
	令和 5 年度事業計画						
	令和 5 年度収支予算						
	令和 5 年度暫定収支予算（会長 専決処分）						

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想【概要版】

開催基本構想の策定にあたって

- 令和10年に、第82回国民スポーツ大会と第27回全国障害者スポーツ大会を長野県で開催
- 大会を意義あるものとするため、準備（実行）委員会をはじめ、構成団体や大会に関わる様々な人が、大会の目標を共有し、その実現のため、開催に向けた取組や開催風運を活用した取組を進めていく必要
- 開催基本構想は、開催基本方針に基づき、実施目標の実現に向けた取組の方向性を明らかにするもの
- 準備（実行）委員会では、専門委員会などにおいて、構想を詰まえた方針や計画、取組を具現化

国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会について

- 国民スポーツ大会とは
 - 毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典
 - 全国障害者スポーツ大会とは
 - 毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典
- 長野県における大会開催の意義
 - 県民に夢や希望を与え、スポーツに親しむ環境づくりや健康増進、地域の魅力向上につながる
 - 障がいに対する理解を深める機会が生まれ、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくりにつながる
 - 人々の交流の輪が広がるとともに、本県の魅力発信、観光や経済活動への効果波及が期待される

基本方針	実施目標	取組推進にあたっての共通視点	取組の方向	主な取組	
「スポーツを通じた元気な長野県づくり」の実現	1 スポーツで長野県を元気にする大会	○SDGsを意識した取組の推進 ○ゼロカーボンへの推進 ○大会運営のDX ○公正さや多様性・包摂性を踏まえた取組の推進	● スポーツによる健康長寿世界一 信州の実現 ● スポーツが旅の目的となる 観光地・地域づくり ● 地域で育む未来のアスリート ● アスリートの人材確保 ● 障がい者スポーツ選手の発掘及び育成 ● スポーツを支える人材の育成 ● 国スポ・全障スポの一体的な開催 ● 障がい者スポーツと一般スポーツの融合の推進 ● スポーツで多様性を尊重する 共生社会づくり	● ライフステージに応じたスポーツ活動の促進 ● 家庭や職場で簡単にできるスポーツの普及 ● 県内各地におけるスポーツ大会や合宿の誘致促進 ● 大会の競技会場開催地のスポーツの「聖地」化 ● 少年選手の計画的な発掘及び育成・強化 ● 県内で活動するプロスポーツ選手やトップアスリートとの交流機会の確保 ● 「長野県競技力向上対策本部」を中心とした取組の推進 ● 選手の県内就職や競技活動を継続できる環境づくり ● 選手をはじめ、指導者・スタッフの発掘及び育成 ● 全国大会や国際大会への出場を視野に入れた選手の育成・強化 ● 指導者の育成・確保や競技役員等の養成、活躍の場の拡大及び充実 ● スポーツボランティアの育成や活動支援 ● 両大会の開催準備や運営の一体的な推進 ● ハリアアリーやユニバーサルデザインに配慮した大会運営 ● 障がい者スポーツの普及と、障がい者が身近な地域でスポーツを楽しむ環境づくり ● オリンピック・パラリンピック代表選手との交流機会の確保 ● 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、県民が気軽にスポーツに参加できる機会や方策の拡大 ● 障がい者スポーツの紹介や魅力発信	
	2 スポーツの振興を支える好循環を創出する大会	○長野冬季オリ・パラのレガシーを活かし、未来へつなぐ ○安全・安心・持続可能な大会運営	● いつでもどこでもスポーツに取組める環境づくり ● 開催地実施競技種目の普及 ● 県民参加のおもてなし ● 大会を通じた長野県の魅力発信	● 県民が広く参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催 ● 大会開催に必要な競技施設や競技用具の整備などを通じたスポーツ環境の充実 ● 大会の競技会場開催地における選手育成やトップアスリートとの交流機会の確保 ● 大会の競技会場開催地における定期的な競技会の開催 ● 多くの県民が様々な形で自発的に参加する、大会の県民運動の展開 ● 障がいの有無や年齢、性別、国籍などにかかわらず、大会に参加する誰もが満足できる温かいおもてなし ● 地域資源を活用したおもてなし ● 競技観戦以外にも楽しめる文化プログラムの展開	
	3 スポーツで共生社会づくりを加速する大会				
	4 スポーツの環境づくりを推進する大会				
	5 スポーツが長野県のファンを増やす大会				

第82回国民スポーツ大会 種別の変更

第 82 回国民スポーツ大会 種別を、次のとおり変更する。

競技・種目名	種別		市町村名	開催予定施設
	変更前	変更後		
バレーボール・6人制	少年男子	成年男子	大町市	大町市運動公園総合体育館
	少年女子	成年女子	安曇野市	安曇野市総合体育館 (ANCアリーナ)
	成年男子 成年女子	少年男子 少年女子	松本市	松本市総合体育館

(変更理由)

中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、競技運営の円滑化のため各会場施設の規模等を精査した結果、各会場施設における種別を変更する必要性が生じたため。

第 82 回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第 1 次選定

No.	競技名	種別	市町村名	開催予定施設
1	綱引	全種別	岡谷市	岡谷市民総合体育館 (スワンドーム)
2	武術太極拳	全種別	佐久市	長野県立武道館
3	パワーリフティング	全種別	白馬村	白馬村多目的研修集会施設
4	バウンドテニス	全種別	軽井沢町	軽井沢風越公園総合体育館
5	スポーツチャンバラ	全種別	山ノ内町	山ノ内町立山ノ内中学校体育館
6	ダンススポーツ	全種別	安曇野市	安曇野市総合体育館 (ANCアリーナ)

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月 9 日から施行する。

この規程は、令和 2 年12月18日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
<p>総務企画 専門委員会</p>	<p>1 総合的な計画の立案に関する こと。</p> <p>2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関すること（<u>デモンスト レーションスポーツ及びオープン 競技を除く</u>）。</p> <p>3 総合開・閉会式会場の選定に関 すること。</p> <p>4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関するこ と。</p> <p>5 競技施設の整備計画に関するこ と。</p> <p>6 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関すること。</p>	<p>1 総合的な計画の推進に関するこ と。</p> <p>2 文化プログラムに関すること。</p> <p>3 他の専門委員会に属さない事項に関 すること。</p>
<p>競技運営 専門委員会</p>	<p>1 競技運営等基本的事項に関する こと。</p> <p>2 競技運営に係る計画の立案に関 すること。</p> <p>3 競技用具の整備計画に関するこ と。</p> <p><u>4 デモンストレーションスポーツ 及びオープン競技の実施競技、競 技会場地市町村及び競技施設の選 定に関すること。</u></p> <p>5 その他競技運営に係る重要な事 項に関すること。</p>	<p>1 競技運営に係る計画の推進に関す ること。</p> <p>2 大会実施競技に関すること。</p> <p>3 競技役員等の養成及び編成に関す ること。</p> <p>4 競技用具整備の推進に関するこ と。</p> <p>5 競技記録に関すること。</p> <p>6 リハーサル大会に関すること。</p> <p>7 その他競技運営に関すること。</p>
<p>広報・県民 運動専門委 員会</p>	<p>1 広報の基本的事項に関するこ と。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関する こと。</p> <p>3 その他広報及び県民運動に係る 重要な事項に関すること。</p>	<p>1 広報及び啓発の実施に関するこ と。</p> <p>2 県民運動の推進に関すること。</p> <p>3 愛称・スローガン、マスコット等に関 すること。</p> <p>4 報道機関との調整に関するこ と。</p> <p>5 記録映像及び記録写真に関するこ と。</p> <p>6 その他広報及び県民運動に関するこ と。</p>

<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の基本的事項に関する こと。 2 医事・衛生の基本的事項に 関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に 係る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 宿泊業務に関する こと。 2 標準献立及び食品調達に 関すること。 3 医療救護及び防疫に 関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に 関すること。 5 その他宿泊及び医事・衛生 に関する こと。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の基本的事項に 関すること。 2 その他輸送及び交通に係る 重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 全国輸送に関する こと。 2 開・閉会式等の輸送に 関すること。 3 競技会場地の輸送に 関すること。 4 その他輸送及び交通に 関すること。</p>
<p>式典・会場 専門委員会</p>	<p>1 式典及び開・閉会式等の会場の 基本的事項に関する こと。 2 その他式典に係る重要な 事項に関する こと。</p>	<p>1 開・閉会式等の企画及び 運営に関する こと。 2 式典音楽に関する こと。 3 式典演技に関する こと。 4 大会旗・炬火リレーに 関すること。 5 開・閉会式等の会場の 管理に関する こと。 6 その他式典に関する こと。</p>